

直近の国際動向

～国際海事機関(IMO)第4回貨物運送小委員会の結果概要～

海事局検査測度課
危険物輸送対策室

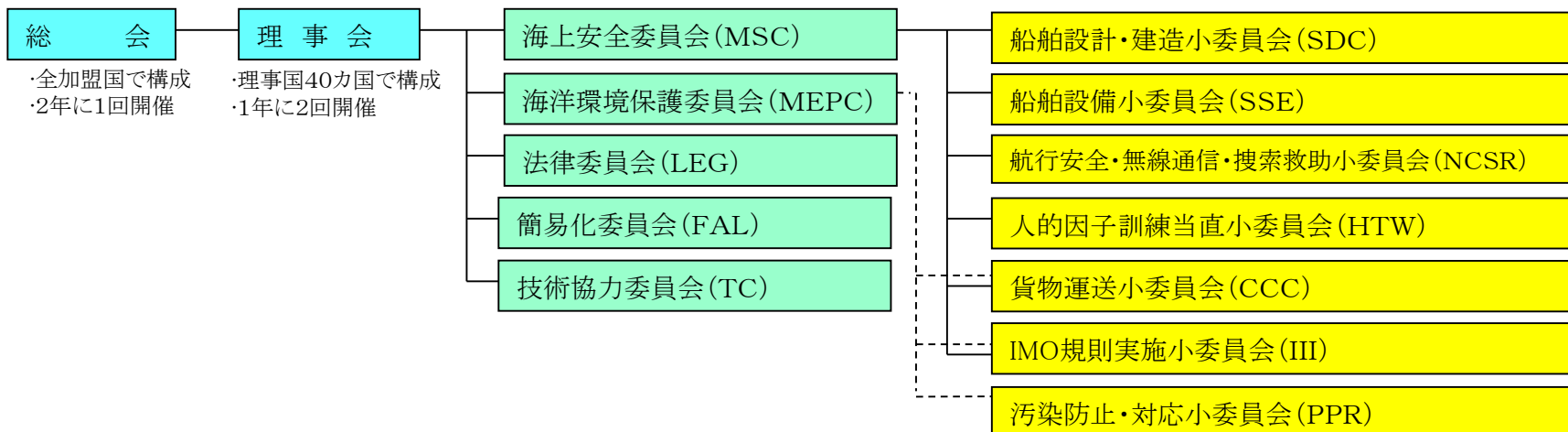
平成29年10月

国際海事機関

International Maritime Organization (IMO)



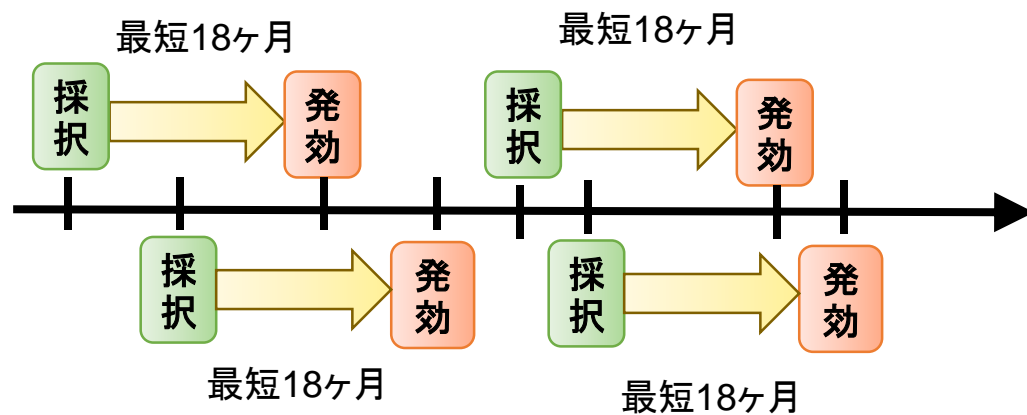
- 海事分野に関する国連の専門機関
- 1958 年設立
- 本部 ロンドン
- 加盟国数 171



(参考) 条約の改正スケジュール

従来の条約改正スケジュール

- MSCで採択された改正内容は、18ヶ月後に発効。
- 条約改正の頻繁な発効により、関係者に負担。

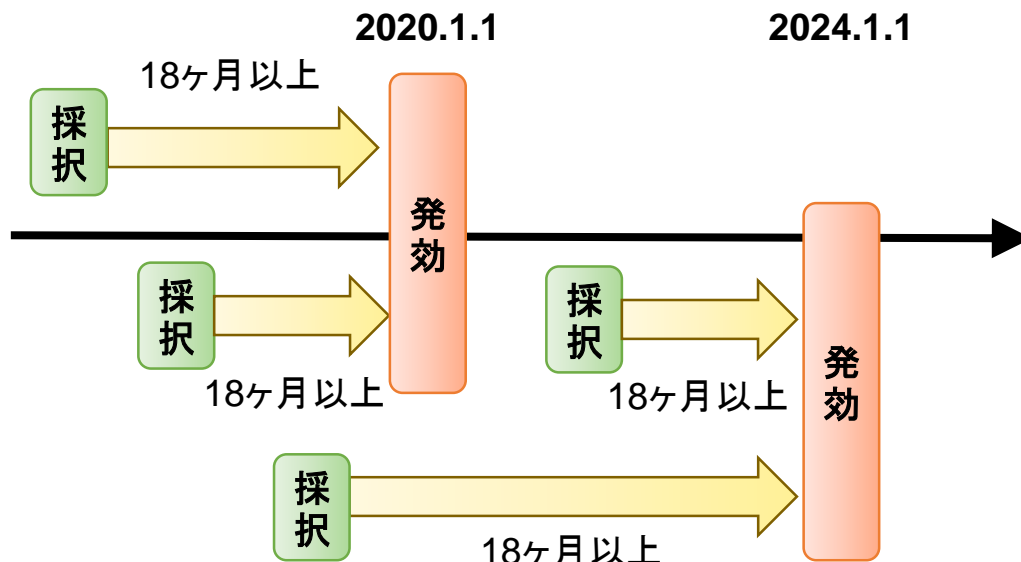


現在の条約改正スケジュール

- 原則として、2016年以降にMSCで採択された改正内容の発効は、原則4年ごと。
- MSCが認めた場合には、各旗国は、当該改正の発効前に、自国法令に取り込むこともできる。(「**早期実施**」)

【早期実施が認められる例】

- 安全確保のために迅速に発効させるべき改正
- 条文の誤りを修正する改正
- 規定を緩和する改正



【CCC（Carriage of Cargoes and Containers）】

日程：2017年9月11日～15日

場所：国際海事機関本部（英国ロンドン）

審議対象：

安全及び環境に配慮した個品危険物及び固体ばら積み貨物の運送、ガス燃料船及び液化ガスばら積み船の安全要件の見直し、並びにコンテナの安全にかかる事項等について審議



- ◆ 冒頭のイム・ギテクIMO事務局長の挨拶にて、昨年度の改正SOLAS条約を含め船社・港湾等との密接な取組みの重要性を言及。
- ◆ 一部締約国によるコンテナ検査の結果概要として、調査対象の73,400ユニット中、標識や積付け不備等の不適合として8,324ユニット（11.34%）のぼる旨、IMO事務局より報告。
 - 個品危険物の収納状況等の検査が主であるが、国際物流の関係団体等を中心に、各締約国の実施・報告やCTUコード（※）の教育・訓練等の促進を求める意見有り。
 - ※ IMO/ILO/UNECE 貨物輸送ユニットの収納のための行動規範（Code of Practice for Packing of Cargo Transport Units）
 - 小委員会は、本取組みは安全確保のために必要であることを確認し、まだ検査を実施していない締約国に対する結果報告や関連情報を要請。
 - 英国より、独自の検査プログラムを実施しており、次回CCC 5において報告する見通しである旨説明。

【4団体による共同プレゼン】

IMOの委員会等の会期中、審議時間外(昼休・夕刻)において、有志国・団体等による各種プレゼンテーションが実施されており、WSC・ICHCA・TT-club・GSFにより、「SAFETY IN THE INTERNATIONAL SUPPLY CHAIN」と題して、CTUコードに関する現状・関係者の意識調査結果や促進に向けた取組み等を紹介。

- ◆ 昨年のVGM制度は、IMO・各国管轄官庁・産業界とも連携して、おおむね円滑に開始されたものの、コンテナ輸送に対するリスクが存在。(例. 貨物の取扱、トレーニング等)
- ◆ アンケート調査の結果によると、回答者のうち、CTUコードを利用しているのは61%、コード自体に満足しているのは56%に留まる。
- ◆ 当団体では、現状は非義務であるCTUコードのサプライチェーン関係者への教育・訓練を様々なフォーラム等で推奨しており、VGM制度を契機とした促進の検討も言及。

